

いじめ防止等のための学校基本方針

1	いじめの防止等の対策の基本的な考え方	・・・ P 1
2	学校の取組方針及びその内容	
(1)	いじめの防止等の対策のための組織について	・・・ P 2
(2)	いじめの未然防止のために	・・・ P 2
(3)	いじめの早期発見のために	・・・ P 3
(4)	いじめに対する措置のために	・・・ P 3
(5)	重大事態への対処のために	・・・ P 3
(6)	家庭・地域・関係機関等との連携のために	・・・ P 4
(7)	資料の保管について	・・・ P 4

別添1	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
別添2	いじめ防止年間指導計画
別添3	いじめ重大事態発生時の対応の流れ

令和7年4月改定
丹波市立久下小学校

いじめ防止等のための学校基本方針

学校名（ 丹波市立久下小学校 ）

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（法第2条）において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。さらに、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとし、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 具体的ないじめの様態（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌な事や恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(3) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われている事が多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により、暴行、恐喝、教養等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より）

(4) いじめ防止の基本姿勢

本校では、「いじめは重大な人権侵害である」という認識を共有し、「いじめ防止対策推進法」や国や県、市の「いじめ防止基本方針」の基本的理念等を深く理解し、体系的・計画的にいじめの未然防止及び早期発見、再発防止のために次の6つの基本姿勢で取り組む。

- ① 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 「いじめは、人として絶対に許されない」という強い信念を共有し、教職員の人権感覚を高める。
- ④ いじめ事案を認知したときは、「いじめ対応チーム」により、組織的に対応する。
- ⑤ 学校評価のPDCAサイクルに基づいて取組を検証、改善する。

- ⑥ 保護者・学校運営協議会・地域・関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ対応チーム（法第22条等）の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、いじめ対応チーム（生活指導委員会）が学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を図る。

いじめを認知した時は、管理職の指示により、いじめ対応チーム会議（構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、児童支援教員、不登校担当教員、当該学級担任、スクールカウンセラー等）を設置し、いじめの対応にあたる。また、その設置について地域・保護者に広く周知する。

(2) いじめの未然防止のために

いじめを未然に防止するためには、児童一人ひとりが認められ、互いに思いやれる関係づくりができる多様な体験活動を全校挙げて取り組む。また、一人ひとりを大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせるとともに、自己有用感を高め自尊感情を育むよう努める。一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める。

1) 児童に対して

- ・ 基本的生活習慣や学習規律、学校生活のきまりなどの指導を低学年から徹底する。
- ・ 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚と自信を高め、居場所のある学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・ 一人ひとりを大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・ 「いじめは、人として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・ いじめを見て見ぬふりをすることは、「是認の観衆」や「黙認の傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

2) 教職員

- ・ 日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・ 児童同士、児童と教員が望ましい人間関係を築き、それぞれの役割を自覚し、児童一人ひとりが自己実現を図れるような学級経営に努める。
- ・ 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・ いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・ 一人で問題を抱え込むことなく、管理職等への報告、連絡、相談により、組織的な対応を心掛ける。
- ・ 教職員用の研修資料等を活用して、いじめ防止に関する校内研修を実施する。

3) 学校

- ・ 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくるために、より多くの人と多様な交流体験をさせる教育課程（ふるさと教育）を創造する。
- ・ 年3回の「ふれあい月間（6・11・2月）」時に、いじめに関するアンケートを実施し、児童の実態

把握に努める。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め指導力の向上に努める。

- ・校長をはじめ全職員が、全校朝会等でいじめに関する講話に参加し、「いじめは、人として絶対に許されない」との人としての基本と、いじめに気づいたときは、「止めたり、他の者に知らせたり」する人としての在り方を児童にわからせる。
- ・担任外の職員を含め、スクールカウンセラーや保健室、養護教諭の役割を知らせ、いつでも誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、児童会活動等の児童自身の手による取組を促す。
- ・いじめの未然防止の取組を大切に、定期的に点検、検証し、計画的、体系的にPDCAサイクルに基づく取組を継続させる。

4) 保護者、地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題に関する情報を発信（学校便り・学級通信・学校HP・オープンスクール・自治振興会開催の諸行事・人権参観日・PTA講演会等）して、いじめ防止の意識と理解を深め協力が得られる信頼関係を築く。

(3) いじめの早期発見に向けて（法第16条等）

- ・「いじめは、どの児童、学級・学校でも起こり得る」という認識に立ち、全教職員で児童を見守り、おかしいと気づいたことをいじめ対応チーム（生活指導委員会）が窓口となり情報を共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、いじめ対応チーム会議を開き、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
- ・全校一斉のアンケートを年3回、必要に応じて行うアンケートや日々の日記指導等により、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ・学校の願いを保護者や学校運営協議会、地域に伝え、相互の信頼と連携を深め早期発見し早期解決につなぐ。
- ・遊びやふざけあいを装ったいじめや、大人の目につきにくい時間や場所で行われる早期発見が難しいいじめに留意して児童の様子を見守る。また、同様に周囲から見えにくいネット上の誹謗中傷等のいじめについても、実態把握と早期発見に務める。

(4) いじめの早期解決に向けて（法第23条等）

- ・いじめ問題を発見したときには、「いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（別添1）」に基づき問題の対応・解決にあたる。
- ・確認情報収集を綿密に行い、事実確認と個人情報、プライバシーには、細心の注意を払いながら、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。ネット上の不適切な書き込みが認知された時は、丹波市教育委員会をはじめ関係機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取り指導を行っていく。

(5) 重大事態への対処のために（法第28条等）

「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、事案発生並びに調査結果報告を丹波市教育委員会を通して市長に報告すると共に関係機関との連携により指導・助言を求め組織的に対応していく。円滑かつ適切な調査を実施し、いじめ対象児童生徒等に寄り添った対応を行う。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、丹波警察署へ通報し対応等の相談・協力を要請す

る。

【重大事態の定義】

- | |
|--|
| <p>I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒が自殺を考え実施しようとした場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等 <p>II いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> |
|--|

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態として捉える必要がある。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・有事の危機管理対応として、普段から学校の情報公開に努め、日々の学校活動の中で信頼関係を築くことに励む。
- ・関係機関の警察や、丹波市立教育支援センター等と連携を密にして問題解決に向けて取り組む。

(7) 資料の保管について

- ・いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- ・回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わってから5年間、学校が保管する。ただし、校長が必要と認めた場合は保管の期間を延長する。
- ・いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わってから10年間、学校が保管する。
- ・保管年限が経過した資料については、丹波市小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。